第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024) 【マーチングバンド・バトントワリング部門大会】 記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024)【マーチングバンド・バトントワリング部門大会】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的 に評価し、マーチングバンド・バトントワリング部門委員長を代表とする審査委員会で業者を選 定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。企画書の形式は自由とする。

3 応募資格

<単独事業者の場合>

- (1) 過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされてい る者でないこと。
- (4)経営が健全でなく、契約の履行が確実であると認められない者でないこと。
- ※(3)、(4)は、岐阜県入札参加資格審査申請に係る入札参加資格に基づく。

<複数事業者による共同企業体の場合>

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) すべての構成員が<単独事業者の場合>の(2) から(4) の条件を満たすこと。
- (2) 構成員のいずれかが<単独事業者の場合>の(1)の条件を満たすこと。

また、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は 代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約によ り業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任 において行うものとする。

4 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024)物販・PRコーナー等の出店許可取扱要領」に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

5 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に

損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

6 留意事項

本事業は令和6年第1回岐阜県議会定例会の議決がない場合は実施しませんので、予めご了承願います。なお、これに伴い、応募者において損害が生じた場合にあっても、実行委員会においては、その損害について一切負担しません。

- 7 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場 所

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局 (岐阜県環境生活部県民文化局文化祭事務局全国高等学校総合文化祭推進課内) 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1-1

(2)期間

令和6年2月1日(木)から2月22日(木)17時まで 閉庁日(土、日、祝日)は除く。

(3) 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和6年2月1日(木)から2月8日(木)までの間において、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局(以下、「M&B部門事務局」とする。)に対して、書面により行うこと。

質問に対しては、原則として令和6年2月13日(火)までに書面(FAXを含む。)により回答し、その内容については、清流の国ぎふ総文2024公式ホームページへの掲載及び第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局での文書提示の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、M&B部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

- 8 企画書等の提出について
 - (1) 提出期限 令和6年2月22日(木) 必着
 - (2) 提出場所 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会 M&B 部門事務局 担当 白木 晃一朗

〒501-3938 岐阜県関市桐ケ丘 1-1 関市立関商工高等学校内 TEL 0575-22-4221 FAX 0575-22-4229

- (3)提出書類 · 企画書5部(任意様式)
 - 誓約書1部(別紙)

第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024) 【マーチングバンド・バトントワリング部門大会】 記録写真の撮影・販売に係る業務仕様書

1 要旨

第48回全国高等学校総合文化祭(清流の国ぎふ総文2024)【マーチングバンド・バトントワリング部門大会】記録写真の販売を目的とした撮影を行う業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

2 業務内容

上記大会における記録写真(集合写真を含む)販売に係る、撮影から販売までの業務全般

- 3 撮影日時・内容・場所
 - (1)撮影日時 本 大 会 令和6年8月2日(金)9:30~18:30(予定) なお、会場設営日は、8月1日(木)を予定しています。
 - (2)撮影内容 ①本 大 会(各都道府県代表の演奏発表及び開閉会行事) ②各団体の集合写真
 - (3) 撮影場所 岐阜メモリアルセンター で愛ドーム 〒502-0817 岐阜市長良福光大野 2675-28 TEL 058-233-8822

4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 各団体の演奏演技の様子及び集合写真を記録すること。
- (2) 演奏中の写真撮影については、演奏演技の流れに則って演奏演技者(全体のみでなく、ソロやパートなど)を的確に撮影できること。
- (3) 臨場感溢れる撮影をするため、演奏演技中の全体がわかる正面からの写真だけではなく、フロア上からの撮影も行うこと。また、演奏演技終了後の集合写真の撮影を行うこと。
- (4) 開・閉会式や、交流会も全て撮影できること。
- (5) 演奏演技中は座席を移動しながらの撮影を行わないこと。
- (6)業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、マーチングバンド・バトントワリング部門事務局(以下、「M&B部門事務局」とする。)との協議の上、責任をもって行うこと。
- (7) 事前に参加団体(参加校)の演奏演技曲目・人数・出演時間など撮影業務に必要な情報の うち、主催者が提供可能なものについては主催者が取りまとめの上、撮影業者に提供する。

5 販売ブースの設置

- (1) 選定業者は、会場内ロビーに販売受付を設置することができる。
- (2) 具体的な設置場所については、選定業者と M&B 部門事務局が協議の上、決定する。

6 記録写真の販売について

- (1) 各参加団体への注文受付から納品まで責任を持って行うこと。
- (2) 販売受付のマニュアル・注文書等を作成すること。
- (3) 注文等の受付は指示された場所で行うこと。
- (4) 大会終了後、できる限り速やかに購入者に送付すること。
- (5) 価格はできる限り安価なこと。
- (6) 商品についての苦情等への対応は選定業者が行うものとし、主催者はその責を負わないも のとする。

7 記録写真等の提供

大会終了後、M&B 部門事務局に、撮影した写真を無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

8 費用について

本件に発生する費用(使用会場の物品販売手数料を含む)は、販売ブースの設置費用(机、イス等の設置費用)を除き、全て選定業者の負担とし、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会(以下、実行委員会という。)は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

9 企画書の内容について

- (1) 必要物品一覧及び見積書
- (2) 記録写真の撮影内容について
- (3) 記録写真の画質・サイズ、装丁、デザイン仕様など
- (4) 記録写真の販売予定価格
- (5)業務実施体制、スケジュール、過去実施実績
- (6) その他

10 参考

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会マーチングバンド・バトントワリング部門 参加団体数 42団体 出演生徒数 1,390人

※ 岐阜大会も上記の団体数、出演生徒数 約1,500人の見込み。

令和6年 月 日

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会 マーチングバンド・バトントワリング部門委員会委員長 様

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

誓 約 書

説明書に記載の「応募資格」について、各号の資格を有していることを誓約します。